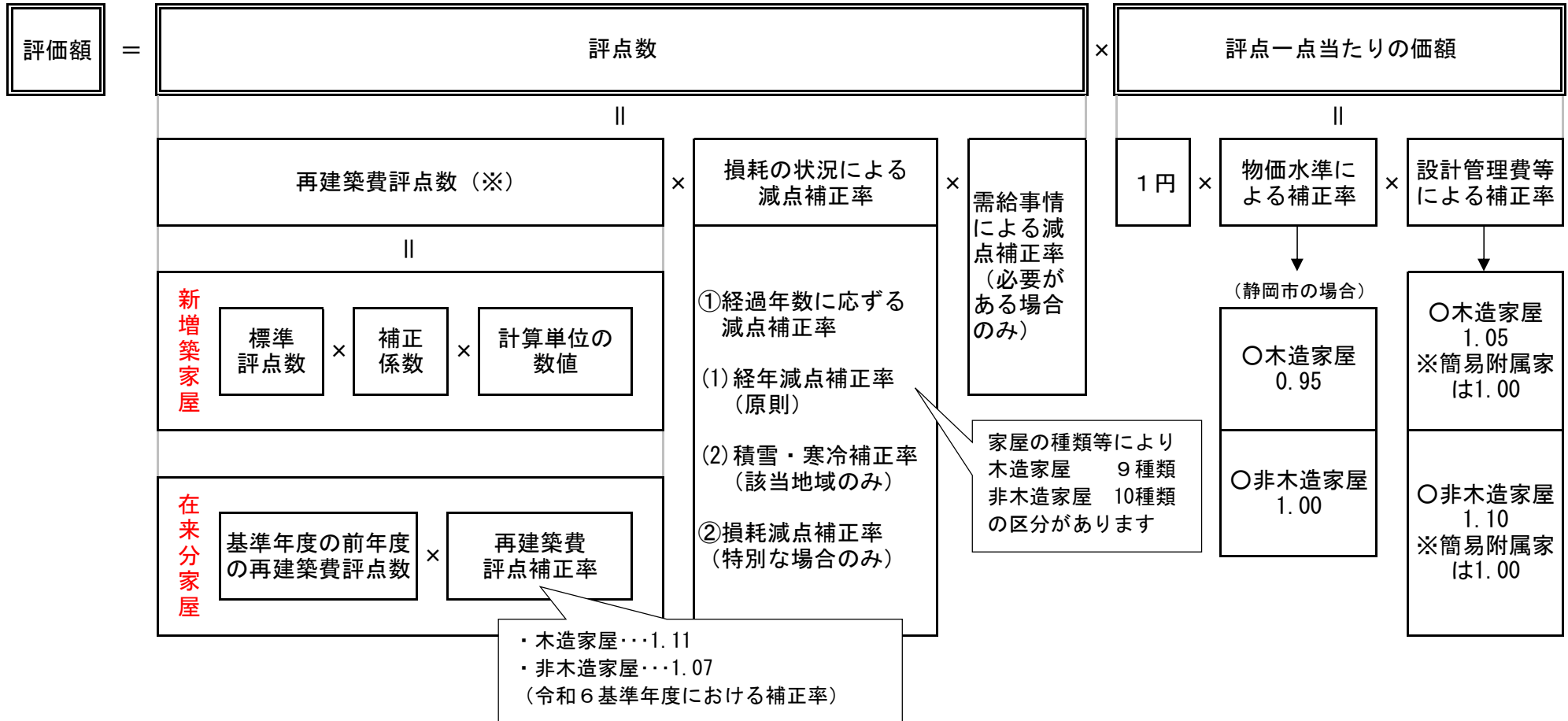


【家屋の価格（評価額）の求め方】（内容は令和6基準年度までの規定を参考に記載しています。）

家屋の価格は、固定資産（家屋）評価基準の規定に基づき、木造家屋及び木造家屋以外の家屋（非木造家屋）の区分に従い、各個の家屋について評点数を付設し、当該評点数に評点一点当たりの価格を乗じて求めます。（下図参照）



※再建築費評点数・・・新增築家屋は建築された年に、在来分家屋は3年に一度の基準年度（次回は令和9年度）に計算します。